

教育の情報化の推進に関する当事者間協議の進め方等について

1. 経緯

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、教育の情報化に関する著作権上の課題について、教育関係者からの要望を踏まえ、①授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化、②教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化、③MOOC のような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について、ICT 活用教育を促進するための著作権法制度やライセンス体制の在り方等の検討を行っているところ。

これらの各事項の検討にあたり、委員会での議論を踏まえて、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、制度論と並行して運用面における検討も併せて必要であることから、関係者間の話し合いの場を設定することについて、主査から要請があった。

(参考) 主査ご発言 (法基小委第 4 回)

制度論の検討と同時に運用面における検討も併せて必要。規定の円滑な解釈や運用を促進するための第 32 条や第 35 条のガイドラインの策定や教育機関側の著作権保護意識に対する指摘に関わることなど、関係規定が適正に運用される環境や体制の整備に向けて、教育機関と権利者の間で運用面について話し合ってもらわなければならないか。制度論を検討する審議会の議論と両輪で進めることとし、運用面の話し合いの進捗状況について報告を受けた上で小委員会でも受け止めていくべき。

2. 協議内容

1. の経緯を踏まえ、本協議においては、文化審議会における教育の情報化の推進に向けた法制度等の見直しに関する議論と並行して、関連する制度が円滑かつ適切に運用されるための環境や体制の整備に向けた協議を行うことを目的とする。

具体的な検討課題としては、当面の間、例えば以下の事項について検討してはどうか。

- (1) 著作権法上の教育関係規定（特に第 32 条、第 35 条）の解釈運用（ガイドライン）の在り方について
- (2) その他教育機関における規定の適切な運用に関することについて
- (3) 契約により著作物等を利用する際の利用円滑化方策について（集中管理の促進、使用料規程の整備等）
- (4) その他審議会での議論に応じて必要な事項